

# 空き家と一緒に農地を

## 「売りたい・貸したい」「買いたい・借りたい」方へ

農地の売買・賃借等を行うには、耕作する農地の総面積が3,000㎡(下限面積)以上になる必要がありますが、能代市農業委員会は令和2年4月1日より、能代市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地に限り、次の対象条件を満たす場合、下限面積を10㎡に引き下げます。

この制度は、移住及び定住の促進並びに空き家や遊休農地の活用及び解消を目的としています。

### ○対象条件

#### 1. 農地所有者等（売りたい・貸したい方）の条件

- (1) 能代市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地であること。
- (2) 対象となる農地は「遊休農地又は遊休化が見込まれる農地」であること。
- (3) 空き家と農地の所有者が同じ方であること。

※基盤整備が行われているなど、農地の集積等が図られるべき優良農地は対象外。

#### 2. 利用希望者（買いたい・借りたい方）の条件

- (1) 空き家と空き家に付随した農地は、セットで取得又は借りること。
- (2) 空き家と農地の利用希望者は同じ方で、適正に農地を耕作できる者であること。
- (3) 空き家と農地を取得又は借りる場合、5年以上農地を耕作すること。

### 手続きの流れ

- ① 「空き家バンク」登録申請を空き家バンク所管課へ提出。
- ② 「空き家に付随した農地指定申請書」を農業委員会へ提出。
- ③ 農業委員会で農地指定(下限面積の引き下げ)の可否を決定。
- ④ 農地所有者等へ判断結果の通知。
- ⑤ 利用希望者へ農地指定の情報提供。(市のHP)
- ⑥ 農地所有者等と利用希望者での交渉。
- ⑦ 農地法第3条(売買又は賃貸借)の許可申請。
- ⑧ 農業委員会で農地法第3条の審査・許可を決定。
- ⑨ 農地所有者等と利用希望者へ農地法第3条の許可書を発行。
- ⑩ 農地の取得・賃借契約締結。

#### お問い合わせ先

空き家バンクに関すること：能代市総合政策課 人口政策・移住定住推進室 0185-89-2163

農地の手続きに関すること：能代市農業委員会事務局 農地係 0185-89-2935